

第74回 定時株主総会招集ご通知



開催日時

2021年3月30日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
日本橋室町三井タワー 3階
室町三井ホール&カンファレンス ホール

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2021年3月29日（月曜日）午後6時

目的事項

報告事項

1. 第74期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 監査等委員でない取締役4名選任の件 |
| 第2号議案 | 取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |
| 第3号議案 | 取締役に対する報酬等の額改定の件 |
| 第4号議案 | 取締役に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件 |

証券コード 9260
2021年3月15日

株 主 各 位

(本社所在地) 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

(登記上の本店所在地) 兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目1番38号

西本Wismettacホールディングス株式会社

代表取締役会長兼社長 洲 崎 良 朗

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（38ページから48ページ）をご検討いただき、後記「議決権行使方法についてのご案内」（3ページから4ページ）をご高覧のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 日本橋室町三井タワー3階
室町三井ホール&カンファレンス ホール

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第74期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第2号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第3号議案 取締役に対する報酬等の額改定の件
- 第4号議案 取締役に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件

以 上

<株主様へのご連絡>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.wismettac.com/ja/ir/stock/meeting.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告書を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.wismettac.com/ja/ir/stock/meeting.html>)に掲載させていただきます。
- 株主総会終了後、事業方針説明会を予定しております。なお、株主総会の一部の模様及び事業方針説明会の模様は、後日、当社ウェブサイトに掲載する予定です。

<新型コロナウイルスの感染拡大防止対策へのご協力のお願い>

- 当日ご出席される株主様におかれましては、マスクをご持参、ご着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申し上げます。
- 発熱等の体調不良がみられる場合や、マスク着用・消毒等の感染拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、入場をご遠慮いただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温含め体調を確認のうえ、マスク着用にて対応させていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を変更する場合がございます。運営に関して変更等が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.wismettac.com/ja/ir/stock/meeting.html>)においてお知らせいたしますので、ご出席の際はご確認くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面によるご行使

行使期限

2021年3月29日（月曜日）
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2021年3月29日（月曜日）
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

インターネットによるご行使

行使期限

2021年3月29日（月曜日）
午後6時行使分まで



パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ
出席



株主総会
開催日時

2021年3月30日（火曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■ ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

■ 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を行っていただくことも可能です。



「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

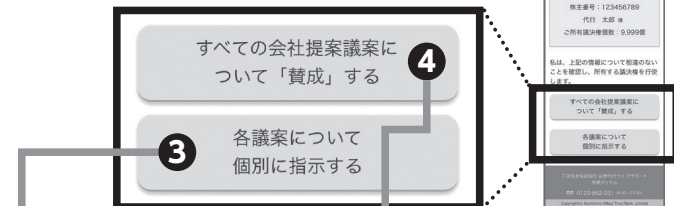
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



② 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

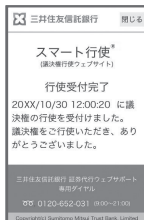


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

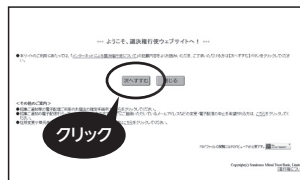
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。



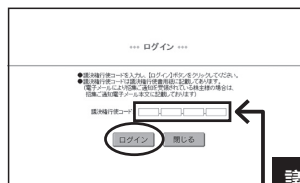
インターネットによるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



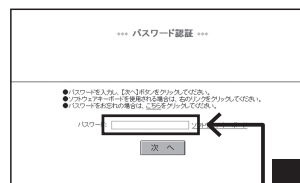
② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

事 業 報 告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大、緊急事態宣言やロックダウンの発動等、世界各地で経済活動が制限された非常に厳しい1年となりました。一時的には諸規制の段階的な緩和等により、経済も回復基調がみられましたが、欧米を中心に再び感染が拡大し、外出規制も再開される等、観光産業・外食産業・航空産業等を中心に企業業績への甚大な影響が続いております。

また、将来の経済環境に対する不透明感が強い中、個人消費も低迷し、感染症拡大前の経済活動水準に向けた回復には、相応の時間を要することが見込まれます。

このような世界規模での変化が起きている中で、将来の不確実性、不透明感が増し、消費者の生活様式も大きく変化しようとしております。従来は経済情勢に左右されにくい安定的な業種であった食品業界も例外ではなく、消費形態の変化に対応した商品や提供方法等の変革を迫られております。

当社グループにおきましても、日本食をはじめとしたアジア食品・食材を北米中心に欧州、中国・東南アジア、豪州等で販売を行う「アジア食グローバル事業」、青果物・水産物等の国内販売、輸出・三国間貿易を行う「農水産商社事業」等の既存事業は大きな影響を受けました。当社グループは、これら既存事業の業績回復に努めるとともに、変化を遂げる食品業界の中で中長期的な観点から必要となる投資を積極的に行ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高1,684億49百万円(前期比7.8%減)、営業利益19億82百万円(前期比54.4%減)、経常利益17億15百万円(前期比62.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益10億16百万円(前期比59.2%減)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、セグメントの売上高につきましては、外部顧客への売上高を記載しております。

〔セグメント別業績の概況〕

① アジア食グローバル事業

アジア食グローバル事業の当連結会計年度における業績は、売上高1,168億70百万円(前期比9.3%減)、営業利益18億7百万円(前期比56.0%減)となりました。

3月以降、世界各地におけるロックダウン発動により、当社グループの主たる取引先である外食産業向け販売は、一時急速かつ大幅に落ち込みました。各国におけるロックダウンの段階的解除以降、テイクアウト・デリバリー等の業態ヘシフトする取引先に応じ、当社も商品構成の見直し等の対策を行いました。各国政府の補助金支給により取引先の経費負担が軽減されたこともあり、外食産業向け販売は緩やかな回復がみられましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大により再び規制が強化される等、依然先行き不透明な状況が続いております。

一方で、量販店等の小売業態向けの販売は、家庭内消費が増加したことで、年間を通じ好調を維持しました。しかしながら、外食産業向けの販売の減少を補完するには至らず、結果として減収となりました。

販売費及び一般管理費に関しては、各国の新型コロナ対策に適合した対応を積極的に実施することで、人件費等の削減を図る等、効率的な運営に努めました。しかしながら、北米地域を中心に新型コロナウイルス感染症の影響を勘案したたな卸資産評価損、及び貸倒引当金繰入額を計上したこともあり、利益も減益となりました。

② 農水産商社事業

農水産商社事業の当連結会計年度における業績は、売上高479億31百万円(前期比3.8%減)、営業利益6億83百万円(前期比10.7%減)となりました。

売上面では、3月以降の緊急事態宣言発令及び外出や営業の自粛要請の影響により、外食産業の需要が大幅に減少しました。特に主力の柑橘類の売上が減少し、販売価格も大きく低迷しました。7月以降は、天候不順による国産青果の不調を受けて輸入青果の需要が拡大し、量販店向け販売を中心に数量・価格ともに安定的に推移しましたが、上期における減少を補完するには至らず、通期では減収となりました。

利益面では、上述の国内における7月以降の業況回復に加えて、中国における輸入青果販売が順調であったこと等好材料もみられましたが、販管費の増加により減益となりました。

③ その他事業

その他事業の当連結会計年度における業績は、売上高36億46百万円(前期比8.3%減)、営業利益1億33百万円(前期比22.9%減)となりました。

サプリメントを主体とする健康関連商品の販売が年間を通して好調を維持しました。しかしながら、百貨店他小売業態での営業自粛や各種催し物の中止、個人消費の落ち込み等に伴いイベント商品販売が低迷したことで、減収減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は10億63百万円であり、その主なものは、北米における倉庫設備等の増設、及びシステムプラットフォームの整備に伴う投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に備えた手元流動性の確保、及び中長期的な事業規模拡大に伴う資金の需要に備えて、長期借入金として141億6百万円の資金調達を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取巻く食のグローバル流通事業の外部環境は、新興国の所得水準向上やいわゆる米国ミレニアル世代の台頭に代表されるような食の多様化、供食形態の変化(外食・中食需要増)、人口増加による食料資源問題、為替変動等により激しく変化しております。他方、日本食を中心としたアジア食品のグローバル化の進行は未だその途上と考えられます。

日本食のスタイル及び食材は、2013年に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことにも代表されるように、世界における認知度や評価は年々高まっており、伝統的な和食スタイルのみならず、現地の食生活により馴染む形で発展、浸透しつつあります。

また、世界的な環境問題や個々の健康に対する関心が高まり、それらの課題と味・嗜好との両立等、食に対するニーズがさらに多様化する中、既存の食品業界の領域を超えて、様々な技術・サービスが新たに生まれております。

これら外部環境の大きな変化に先んじて対応し、持続可能な収益基盤を構築していくためには、当社グループの事業構造を継続的に改革していくことが切要と考えております。具体的には、既存事業における一層の収益性向上を目指すべく、以下の戦略・方針を実現してまいります。併せて、世界的な食に対するニーズの多様化を成長分野として取り込むために、2020年8月公表の中期経営計画においてお示した「医（ヘルスケア）と食の融合を目指すワンストップソリューションカンパニー」を目指すべく、新たな事業分野に対する人材投資を継続してまいります。

① 営業戦略

アジア食グローバル事業では、より強固な営業基盤を構築するとともに、従来の主たる顧客である日本食レストランや日系・アジア系の量販店に留まらず、非日系の量販店等、新規顧客の開拓を推進することでシェアの拡大を図ります。北米での成長を維持しつつも、北米以外の地域についても、より一層積極的に市場開拓に向けて取り組んでまいります。本事業は、各国の食品にかかる各種規制対応等、グローバルに事業を展開する上で新規参入障壁が高い分野であると認識しております。併せて、当社グループは100年を超える実績のもと、世界各国に拠点を有し、輸入卸と物流機能を一気通貫で展開可能な体制を整備しております。そのような競争優位性を活かしながら、各地域のニーズ・嗜好や新型コロナウイルス感染症拡大以降の消費形態の変化に対応した商品の開発、フードセーフティの強化、事業オペレーションの効率化等によって更な

る差別化を図り、中長期での収益性の向上を達成してまいります。

また、多様化する食のニーズをとらえ、新しい食材やメニュー、新しい食の文化を探求・提供していくことが、当社グループの使命と心得、各国において、より現地に根差した活動を行っております。現地のニーズを反映した商品開発や、非日系大手量販店等の新たな販路拡大に結び付けられるよう、専門スキル及び広範なネットワークを有する現地プロフェッショナルの採用を積極的に進めてまいります。

農水産商社事業では、サンキスト・グロワーズ社の日本輸入総代理元として、柑橘類を中心に生鮮青果の幅広い商品を全国の卸売市場、量販店及び外食産業へ販売しております。卸売市場の規制変更など国内の事業環境の変化を踏まえ、今後は同社との取引を一層深化させるとともに、グローバルな調達力と輸入青果にかかる国内販売網の両方を有する企業として、これまでに培った知見や技術、取引先との信頼関係を活かし、中国を中心としたアジア各国への販路を拡大してまいります。また、各国より調達した水産物を日本国内に販売する等、複合的な販売活動も展開しております。

その他事業では、海外のユニークなブランド食品を日本市場に紹介する他、ハロウィン、クリスマス等のイベント商品やキャラクター商品の企画・販売を行っております。この他には通販ギフト、催事への出店、サプリメント販売の各事業にも取り組み、食が創り出す楽しさ・喜びを国内一般消費者にもお届けしております。キャラクター商品の販売については、新型コロナウイルス感染症拡大以降、催事の中止等による影響を大きく受けておりますが、ECサイト等の取り組み等、販売網の多様化にも努めております。

② 商品戦略

当社グループは、北米を中心に世界各国へ日本食を中心としたアジアの食品・食材を供給しております。そのため生産者やメーカーと協働し市場ニーズを的確に捉え、各地のマーケットに合わせた商品を企画・開発し提供してまいりました。1921年に商標登録したプライベートブランド「Shirakiku」は、以来1世紀にわたり有数の日本食ブランドとして米国を中心に世界各地で親しまれています。今後もその商品ラインナップを拡充し、「健康・安全・美味」を象徴するブランドとして一層強化・育成してまいります。

当社グループの商品戦略は、既成の商品をそのまま販売するだけでなく、マーケットから求められている商品を開発していくことを基本方針としております。そのために各国の日本食レストラン経営者及び食品メーカーとの連携を密にし、商品開発にあたっては現場で収集した情報を生かし、資源動向、需給バランス等の変化に対応していくよう取り組んでおります。また、新たな販売開拓にかかる施策として、非日系レストラン及び量販店に向けた商品開発も強化しております。

③ 物流・システム戦略

当社グループでは、特にアジア食グローバル事業において自社で小口配送網を持ち、きめ細かな物流サービスを提供しております。このことは、大手の卸売会社を容易に参入させない優位性を堅持する一方、一部の国・地域においては、在庫管理、流通加工及び配送業務において、人手に頼った非効率なオペレーションに依存していることも否めません。

世界的に物流人件費の上昇がトレンドとなっている現在、当社グループは次のような政策を推進し、在庫管理及び物流機能の効率化・強化に努めます。

- ・受注から配送までの業務を一貫して効率運用できるグローバルベースでの物流・業務システムの再構築
- ・グループ会社間での情報管理システムの共有化
- ・自動制御ロジスティックシステム等の先進技術の導入検討

④ フードセーフティ・法令対応

当社グループは、世界各地を市場として「食」の向上に貢献する企業であります。したがって各国ごとに異なる食品に関する法令・規制に漏れなく対応すると同時に、法令・規制対応に限定せず、取扱食品の安心・安全を担保するフードセーフティ(以下「F S」といいます。)活動は、必須かつ永続的な課題です。

当社グループでは、情報収集とその分析・対応を迅速かつ正確に行う体制として、当社にホールディングカンパニーとしての総合的な統括部署を設置している他、各国の事業会社ごとにF S担当部署を設けております。また、事業部門にもF S担当部署との窓口担当者を配することで漏れの無い体制を構築しております。かかる組織体制により、まず事業部門の担当者が情報収集にあたり、その情報整理と対策に事業会社F S担当部署があたり、さらに全体を当社統括部署が監修し、必要に応じて社外の専門家を活用しながら、課題の設定やスケジュール管理を行う体制が整っております。これにより情報共有と業務連携が円滑に行われ、グローバルかつ網羅的なF S管理を可能にしております。

⑤ 財務戦略

当社グループでは、主要取引が米ドルを中心とした外貨取引であるため、為替リスク対応が重要な課題と認識しております。このため、グループ会社間における為替マリー(※)の活用や、三国間取引を行うことで為替リスクの極小化を図ってまいります。

また、当社グループの継続的成長を図るうえで、資金調達力の強化は重要な検討事項であると捉えております。今後は公募増資、社債発行等資本市場からの直接金融による資金調達力も考慮のうえ、安定した財務基盤の構築に取り組んでまいります。

(※) 外国為替の売り持高と買い持高を結びつけることによって、為替持高を相殺することを指します。

⑥ M&Aを活用した成長の追求

当社グループでは、これまで主にアジア食グローバル事業の拡充を目的として、成長性が高く、かつ、マーケット全体に占める割合の大きいアジア及び欧州において複数のM&Aを実施してまいりました。当連結会計年度につきましても、2020年2月にドイツのSSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbHを、2020年7月には、フランスのCOMPTOIRS DES 3 CAPSグループを連結子会社化しました。今後も既存事業の強化及び当社グループが目指す「医と食の領域におけるモノづくりとサービス」の深化に資する投資機会がある場合には、デュー・デリジェンスの実施によって財務・法務上の精査を十分に行った上で、新規のM&Aを実施していくことが切要であると捉えております。

⑦ 新技術、パラダイムシフトへの対応

食品業界においても、AI、IoT、ロボット等新技術の急速な進歩により、一次産業の都市化・工業化(養殖の自動化、野菜工場等)や、サプライチェーンの自動化(生産・在庫管理、不良品選別・異物検出、配送車の自動運転等)の実用化が進行しております。また、冷凍技術の進歩で、天然物を空輸するより美味しい冷凍食品が提供されるようになりました。

このような新技術は、現在大きな社会問題となっている食品廃棄の削減にも大きな貢献が期待されています。当社グループは、今後こうした食品に関する新技術への研究・投資を検討課題とし、食を通じた社会への貢献を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第71期	2018年度 第72期	2019年度 第73期	2020年度 第74期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	172,078	182,220	182,603	168,449
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,067	4,624	2,493	1,016
1株当たり当期純利益(円)	236.37	322.18	173.71	70.80
総資産(百万円)	84,336	83,719	96,587	113,606
純資産(百万円)	49,753	51,521	52,337	50,842

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 当社は、2017年6月1日付けで普通株式1株につき普通株式5株の株式分割を行っております。2017年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第73期より、当社の国内連結子会社の退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。また、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)に基づき、第72期については各財務数値に対して遡及処理を行っております。

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	本店所在地	資 本 金	出資比率 (%)	主要な事業内容
Wismettacフーズ株式会社	兵庫県	80 百万円	100	アジア食グローバル事業 農水産商社事業 その他事業
Wismettac Asian Foods, Inc.	米国	535 千米ドル	100	アジア食グローバル事業
Wismettac Asian Foods, Inc. (Canada)	カナダ	10 千カナダドル	(※1) 100	アジア食グローバル事業
NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	100 千シンガポールドル	100	アジア食グローバル事業
NTC Wismettac Australia Pty Ltd	オーストラリア	1,000 千オーストラリアドル	100	アジア食グローバル事業
NTC Wismettac Europe B.V.	オランダ	400 千ユーロ	(※1) 100	アジア食グローバル事業
Wismettac Harro Foods Limited	英国	600 千ポンド	(※1) 100	アジア食グローバル事業
慧思味達日本食品有限公司	中国	500 千香港ドル	(※1) 100	アジア食グローバル事業
SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH (※2)	ドイツ	70 千ユーロ	(※1) 100	アジア食グローバル事業
COMPTOIRS DES 3 CAPS (※3)	フランス	211 千ユーロ	(※1) 90	アジア食グローバル事業
COMPTOIRS OCEANIQUES (※4) (※5)	フランス	300 千ユーロ	(※1) 90	アジア食グローバル事業
愛品盟果業貿易(上海)有限公司	中国	3,000 千人民元	(※1) 100	農水産商社事業
SIM BA TRADING JOINT STOCK COMPANY (※6)	ベトナム	14,285 百万ベトナムドン	(※1) 30	アジア食グローバル事業

(※1) 間接保有による持分を含む比率であります。

(※2) 株式の追加取得により、2020年2月1日付けで連結子会社となっております。

(※3) 株式の追加取得により、2020年7月1日付けで連結子会社となっております。

(※4) COMPTOIRS DES 3 CAPSを持株会社とする事業子会社であります。COMPTOIRS DES 3 CAPS株式の追加取得により、連結子会社となっております。

(※5) 2020年12月31日付けで、同社を存続会社とし、CAP CAVALLYを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

(※6) 持分法適用会社であります。

(7) 主要な事業内容(2020年12月31日現在)

事業	主要な事業内容
アジア食グローバル事業	日本食を中心としたアジア食品・食材の世界各国での卸売販売事業
農水産商社事業	生鮮青果・冷凍加工青果・水産物等の国内の卸売市場・量販店・外食及び中食産業・食品メーカー等に対する輸入卸販売、国産青果物の輸出、及び三国間貿易
その他事業	海外有名ブランド食品・キャラクターを用いたオリジナル商品販売事業、サプリメント販売、及びカタログ通販事業

(8) 主要な事業所等

- ① 当社
東京本社 東京都中央区
(登記上の本店所在地 兵庫県神戸市)
- ② 子会社
(6) 重要な子会社等の状況に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況(2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
アジア食グローバル事業	1,455名	81名増
農水産商社事業	161名	0名
その他事業	54名	2名増
全社(共通)	98名	14名増
合計	1,768名	97名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
2. 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
41名	10名増	43.1歳	4.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であります。

2. 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先(2020年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	13,368 百万円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	10,817
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,033
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,000
農 林 中 央 金 庫	2,000
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,552
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,000

(注) 上記の借入額には、各行の海外現地法人等からの借入額を含んでおります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
(2) 発行済株式総数 14,353,140株 (自己株式数112株を含む)
(3) 株主数 4,990名
(4) 大株主

(2020年12月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
多津巳産業株式会社	6,235 千株	43.4 %
洲崎 良朗	2,910	20.3
公益財団法人洲崎福祉財団	1,300	9.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	536	3.7
GOVERNMENT OF NORWAY	326	2.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	288	2.0
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	258	1.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	220	1.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	188	1.3
金井 孝行	140	1.0

(注) 持株比率は、自己株式112株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

当社は、新株予約権を発行しておりません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2020年12月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
洲 崎 良 朗	代表取締役 会長兼社長CEO	Wismettacフーズ株式会社 代表取締役会長 Wismettac Asian Foods, Inc. Director Wismettac Asian Foods, Inc. (Canada) Director
辻 川 弘	取締役	Wismettacフーズ株式会社 代表取締役社長 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 董事長兼総経理 慧知旺食品商貿（上海）有限公司 董事 NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director 慧思味達日本食品有限公司 Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director Wismettac Harro Foods Limited Director SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH Director COMPTOIRS DES 3 CAPS Director
佐 々 祐 史	取締役	Wismettac Asian Foods, Inc. Director NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director 慧思味達日本食品有限公司 Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director Wismettac Harro Foods Limited Director SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH Director COMPTOIRS DES 3 CAPS Director
行 徳 セルソ	取締役 グローバルCDO	Wismettac Asian Foods, Inc. Director & Officer COMPTOIRS DES 3 CAPS Director コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
木 村 敦 彦	取締役 （常勤監査等委員）	Wismettacフーズ株式会社 監査役 慧知旺食品商貿（上海）有限公司 監事 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 監事
能 見 公 一	取締役 （監査等委員）	スパークス・グループ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問
大 村 由紀子	取締役 （監査等委員）	The Private Infrastructure Development Group Limited Director GuarantCo Limited Chair of the Board of Directors Assured Guaranty Ltd. Director HSBC Bank plc Director

- (注) 1. 監査等委員である取締役能見公一及び大村由紀子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役木村敦彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社の監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 木村敦彦、委員 能見公一、委員 大村由紀子
4. 監査等委員である取締役木村敦彦氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、実効性ある監査を可能とすることができるものと考えているからであります。
5. 当社は、監査等委員である取締役能見公一及び大村由紀子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員である取締役能見公一氏は、2020年6月30日付けでコニカミノルタ株式会社の社外取締役を任期満了により退任いたしました。
7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。2020年12月31日現在の執行役員は4名で、NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director 磯田誠一郎、会長室兼経営企画部長 新開裕之、人事担当 馬場竜介、グループガバナンス・ビジネスエシックス部長 渡邊宏実で構成されています。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位、担当及び 重要な兼職の状況
金 井 孝 行	2020年3月26日	任期満了	代表取締役社長ＣＯＯ NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director 慧知旺食品商貿（上海）有限公司 董事長 慧思味達日本食品有限公司 Director
木 村 敦 彦	2020年3月26日	任期満了	取締役ＣＦＯ Wismettac Asian Foods, Inc. Director NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director Wismettac Harro Foods Limited Director 慧知旺食品商貿（上海）有限公司 監事 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 監事
佐 々 祐 史	2020年3月26日	任期満了	取締役（常勤監査等委員） Wismettacフーズ株式会社 監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役能見公一氏及び大村由紀子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く)	6	130 百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4 (2)	47 百万円 (20 百万円)
合 計 (うち社外取締役)	10 (2)	178 百万円 (20 百万円)

- (注) 1. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2017年3月30日開催の第70回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年3月30日開催の第70回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。
3. 当事業年度に係る役員退職慰労引当金として計上した32百万円(取締役(監査等委員を除く)27百万円、取締役(監査等委員)4百万円)を上記支給額に含めております。
4. 上記報酬等の額のほか、2020年3月26日開催の第73回定時株主総会の決議に基づき、当事業年度中に監査等委員でない取締役を退任した2名及び監査等委員である取締役を退任した1名に対し、取締役在任期間に対応する退職慰労金47百万円を支給することといたしました。このうち2名は引き続き当社グループに在職しており、役員退職慰労金の支給の時期は全てのグループ役職員の退任時といたしました。なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額39百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職先及び兼職内容	当社と当該他の法人等との関係
取締役 (監査等委員)	能見 公一	コニカミノルタ株式会社 社外取締役 (2020年6月30日退任)	重要な取引その他の関係はありません。
		スパークス・グループ株式会社 社外取締役 (監査等委員)	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問	重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	大村 由紀子	The Private Infrastructure Development Group Limited Director	重要な取引その他の関係はありません。
		GuarantCo Limited Chair of the Board of Directors	重要な取引その他の関係はありません。
		Assured Guaranty Ltd. Director	重要な取引その他の関係はありません。
		HSBC Bank plc Director	重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査等委員会 出席回数 (出席率)	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	能見 公一	13/13回 (100%)	14/14回 (100%)	金融機関における長年の経験と幅広い知見から、当社の経営に対し、適宜助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	大村 由紀子	11/13回 (85%)	12/14回 (86%)	海外におけるマネジメント経験や金融機関における長年の経験と幅広い知見から、当社の経営に対し、適宜助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

50百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

50百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り額算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の連結子会社のうち、一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令及び定款を遵守するとともに「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等の関連規程のもとに、その役割及び責任を明確にします。取締役及び使用人は、全社、各部門及びグループ各社の単位で、これらの関連規程に服することを徹底することとします。
 - ・ 取締役及び使用人が、法令、定款または関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会、取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化することとします。
 - ・ グループガバナンス・ビジネスエシックス部は、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めることとします。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の重要な意思決定または重要な報告に関しては、社内規定(文書管理規程)に従い、適切な管理を行い、取締役、監査等委員がこれらの文書を閲覧できるものとします。
- ③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社取締役及び子会社の取締役は、それぞれの担当部署において、業務執行にかかる種々のリスク評価、識別、監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を整備します。
 - ・ 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、当該担当取締役は直ちに代表取締役に報告します。代表取締役は、必要に応じ代表取締役を対策本部長とするリスク対策本部を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーに相談し、損害の拡大を防止し、損害を最小限に食い止める体制を整備することとします。
- ④ 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会で、各取締役の担当役割及び担当部門を決定し、業務執行責任を明確にすることとします。
 - ・ 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督するものとします。
 - ・ 担当取締役は、担当する業務の執行状況を監督し、各部門の実施状況は、部門責任者が参加する会議にて評価することとします。

- ⑤ 当社の子会社の取締役その他取締役に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社の子会社については、「関係会社管理規程」に基づき管理、監督、指導を行い、子会社のガバナンスが確保できる体制を作ることとします。
 - ・子会社の重要な事項は、当社の経営企画部を経る形の稟議申請を行うこととし、業務の適正を確保することとします。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ・監査等委員1名が常勤であることから、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人やグループガバナンス・ビジネスエシックス部との緊密な連携を実現できるものと判断し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置かないものとします。しかし、監査等委員会より求めがあった場合には、必要な使用人を置くことで監査等委員会の職務遂行を補助する体制を確保することとします。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に関し、監査等委員会の補助者としての職務においては、監査等委員会の指示のみに従うものとします。また、当該要員の人事異動、人事考課及び懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければならないものとします。
- ⑧ 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、及び前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時はただちに監査等委員会に当該事実を報告することとします。
 - ・また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)または使用人等に対し、報告を求めることができることとします。
 - ・当社は、監査等委員会へ報告したことを理由とした不利益な処遇は一切行わないこととします。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)する際に生ずる費用の前払又は支払の請求をしたときは、速やかに処理するものとします。
- ⑩ その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、代表取締役社長、取締役(監査等委員である取締役を除く)、会計監査人及びグループガバナンス・ビジネスエシックス部長と随時面談を行い、意見交換を実施するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組の状況

- ・当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの推進を行うため、「コンプライアンス規程」を制定いたしました。
- ・同規程の趣旨に則り、グループガバナンス・ビジネスエシックス部を設置しております。
- ・グループガバナンス・ビジネスエシックス部は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス体制が適切に整備・運用されていることを継続的にモニタリングしており、必要に応じてコンプライアンス会議を開催しております。また重要な問題が生じた場合には直ちに必要な対応を協議・決定したうえで取締役会へ報告しております。
- ・法令違反等の未然防止のため、「内部通報規程」を制定するとともに、同規程に基づき、内部通報窓口を社内外に設置し、運用を開始しております。
- ・当社グループすべての役員、社員等が遵守すべき倫理規範として、「倫理規程」を制定いたしました。
- ・当社グループでは、取扱商品に関するフードセーフティに対応するため、グループ各社にフードセーフティを管理する部署を設置している他、グループ外の専門家等も活用し、情報収集とその分析を迅速に対応できる組織的な体制の構築に取り組んでおります。

② 情報の保存及び管理に関する取組の状況

- ・当社グループにおける顧客情報及び営業秘密の不正な取得、使用及び開示その他顧客情報及び営業秘密にかかる不正行為を防止するためにグループ共通の規程として「情報管理規程」を制定いたしました。
- ・同規程の下で、担当役員を総括管理責任者、総括管理責任者が任命した各部署員を情報管理者として、顧客情報及び営業秘密の適切な管理体制を構築、運用しております。
- ・当社グループがその事業遂行上取り扱う個人情報の適切な利用と保護のため、グループ共通の規程として「個人情報保護規程」を制定いたしました。
- ・同規程の下で、担当役員を個人情報管理責任者、個人情報管理責任者が任命した各部署員を個人情報管理者として、個人情報の適切な管理体制を構築、運用しております。
- ・上記の情報管理体制を維持するため、「情報システム管理規程」において、情報システム機器等に関するセキュリティの規定を定め、運用しております。
- ・このような顧客情報、営業秘密及び個人情報等の取扱いについては、随時、役職員に対する指導、教育及び規程の周知徹底を行っております。

③ 内部監査に関する取組の状況

・「内部監査規程」に基づき、グループガバナンス・ビジネスエシックス部が、当社グループ各社の組織、制度及び業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証、評価することにより、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務活動の正常な運営と改善向上を図ることを目的として監査を実施しました。また、それらの結果を定期的取締役会に報告しております。内部監査においては、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

④ リスクマネジメントに関する取組の状況

・当社では、以下の組織体制により、当社において想定されるリスクに的確に対応できるよう努めております。

a. 取締役会

リスク管理に関する重要事項については、取締役会において審議決定を行っております。

b. リスク管理最高責任者

代表取締役は、リスク管理最高責任者として、リスク管理全般を推進・統括するとともに全部門に対してリスク管理の強化、推進に必要な改善を指示しております。

c. リスク管理責任者

本部長及び代表取締役直轄部門長は、リスク管理責任者として自部門のリスク管理を遂行しております。

d. リスク管理事務局

グループガバナンス・ビジネスエシックス部は、リスク管理事務局として関連部署と協働で当社のリスク管理全般に関する事項の検討・立案を行い、重要案件等については、取締役会に付議又は報告しております。

⑤ 職務執行の効率性の確保に関する取組の状況

・当期において、取締役会は13回開催され、法令及び「取締役会規程」に基づいて所要の事項の決議・報告並びに経営予算の進捗状況の確認等を行ったほか、取締役の業務執行について監督しました。また、社外取締役を含む取締役全員及び執行役員を交えて、当社グループの経営課題について議論を深めました。

⑥ 監査等委員会の監査の実効性の確保に関する取組の状況

・2016年3月の監査等委員会設置会社移行以降、監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員が執行役員会、月次予算会議、コンプライアンス会議等の重要な会議に出席したほか、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧しました。

- ・当期において、監査等委員会は14回開催され、監査方針及び監査計画の決定、監査基準等の策定、取締役の業務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査等を行いました。
- ・監査等委員と代表取締役との意見交換を実施したほか、会計監査人との意見交換を随時実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と財務体質強化のため内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針としております。その指標としては、配当性向を重要な指標とし、每期30%程度の連結配当性向を目安とさせていただきます。内部留保資金につきましては、M&Aや物流・システム投資・人材投資等、事業の拡大に必要な投資に充当し、企業価値向上に努めてまいります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款第40条に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2021年2月26日開催の取締役会において、1株当たり20円とさせていただくことを決議いたしました。

なお、期末配当金のお支払開始日(効力発生日)は2021年3月16日(火曜日)とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	98,121	流 動 負 債	21,493
現金及び預金	52,718	支払手形及び買掛金	10,930
受取手形及び売掛金	18,510	短期借入金	3,513
たな卸資産	25,223	1年内返済予定の長期借入金	371
貸倒引当金	2,196	リース負債	290
固定資産	△527	未払金	2,445
有形固定資産	15,485	未払法人税等	383
建物及び構築物	4,573	賞与引当金	823
機械装置及び運搬具	2,408	役員優待引当金	88
工具、器具及び備品	458	その他の負債	11
リースの資産	407	固定負債	2,635
その他の資産	779	長期借入金	41,270
無形固定資産	520	繰上り延税引当金	36,267
のれん	8,891	繰上り延税引当金	486
ソフトウェア	4,187	賞与退職引当金	1,059
ソフトウェア	330	役員退職慰労引当金	35
顧客関係の資産	438	退職給付に係る負債	645
その他の資産	3,877	退職給付に係る負債	1,731
投資有価証券	57	その他の負債	1,043
投資有価証券	2,020	負債合計	62,763
繰延税金資産	288	(純資産の部)	
繰延税金資産	843	株主資本	52,517
繰倒引当金	791	資本	2,646
	161	資本剰余金	6,531
	△63	利益剰余金	43,339
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	△2,062
		その他有価証券評価差額金	1
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	△2,045
		退職給付に係る調整累計額	△18
		非支配株主持分	387
		純資産合計	50,842
資 産 合 計	113,606	負債及び純資産合計	113,606

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高	168,449		
売上原価	139,017		
売上総利益	29,431		
販売費及び一般管理費	27,448		
営業利益	1,982		
営業外収益			
受取利息及び配当金	75		
受取保険金	37		
貸倒引当金戻入額	6		
その他	44		
営業外費用			
支払利息	217		
支持分法による投資損失	3		
為替差	180		
その他	30		
経常利益	431		
特別利益	1,715		
固定資産売却益	0		
段階取得に係る差益	778		
特別損失			
固定資産除売却損失	3		
減損損失	199		
退職給付制度改定損失	59		
税金等調整前当期純利益	2,231		
法人税、住民税及び事業税	1,040		
法人税等調整額	162		
当期純利益	1,027		
非支配株主に帰属する当期純利益	11		
親会社株主に帰属する当期純利益	1,016		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,646	6,531	43,112	△0	52,290
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△789		△789
親会社株主に帰属する当期純利益			1,016		1,016
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	226	－	226
当 期 末 残 高	2,646	6,531	43,339	△0	52,517

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	8	6	31	0	46	－	52,337
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△789
親会社株主に帰属する当期純利益							1,016
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△6	△6	△2,077	△18	△2,108	387	△1,720
当 期 変 動 額 合 計	△6	△6	△2,077	△18	△2,108	387	△1,494
当 期 末 残 高	1	0	△2,045	△18	△2,062	387	50,842

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	30,350	流 動 負 債	488
現 金 及 び 預 金	20,745	未 払 金	238
売 掛 金	159	未 払 法 人 税 等	68
未 収 入 金	46	賞 与 引 当 金	74
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	9,200	役 員 賞 与 引 当 金	10
そ の 他	199	株 主 優 待 引 当 金	11
固 定 資 産	9,219	そ の 他	85
有 形 固 定 資 産	585	固 定 負 債	26,222
建 物	534	長 期 借 入 金	25,052
工 具、器 具 及 び 備 品	51	繰 延 税 金 負 債	1
無 形 固 定 資 産	243	退 職 給 付 引 当 金	270
商 標	41	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	448
ソ フ ト ウ エ ア	202	デ リ バ テ ィ ブ 債 務	449
投 資 そ の 他 の 資 産	8,390	負 債 合 計	26,711
投 資 有 価 証 券	78	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	4,215	株 主 資 本	12,858
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,457	資 本 金	2,646
差 入 保 証 金	668	資 本 剰 余 金	6,531
そ の 他	25	資 本 準 備 金	3,015
貸 倒 引 当 金	△54	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,515
		利 益 剰 余 金	3,680
		利 益 準 備 金	25
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,655
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,655
		自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1
		純 資 産 合 計	12,859
資 産 合 計	39,570	負 債 及 び 純 資 産 合 計	39,570

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		3,149
売上総利益		3,149
販売費及び一般管理費		1,729
営業利益		1,420
営業外収益		
受取利息及び配当金	85	
貸倒引当金戻入額	3	
その他の	3	92
営業外費用		
支払利息	89	
為替差損	282	371
経常利益		1,141
特別利益		—
特別損失		
退職給付制度改定損	59	59
税引前当期純利益		1,081
法人税、住民税及び事業税	118	
法人税等調整額	208	326
当期純利益		754

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	2,646	3,015	3,515	6,531	25
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－
当 期 末 残 高	2,646	3,015	3,515	6,531	25

(単位：百万円)

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計					
	繰越利益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	3,690	3,715	△0	12,892	8	8	12,900
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	△789	△789		△789			△789
当 期 純 利 益	754	754		754			754
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△6	△6	△6
当 期 変 動 額 合 計	△34	△34	－	△34	△6	△6	△40
当 期 末 残 高	3,655	3,680	△0	12,858	1	1	12,859

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年2月25日

西本Wismettacホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 恭 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 江 泰 介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西本Wismettacホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西本Wismettacホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年2月25日

西本Wismettacホールディングス株式会社

取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 恭 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 江 泰 介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西本Wismettacホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、会社及び重要な子会社（Wismettac Asian Foods, Inc.、Wismettac フーズ株式会社、NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd.）について重要な会議における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、その他の子会社については、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月26日

西本Wismettacホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 木 村 敦 彦 ㊟

監査等委員 能 見 公 一 ㊟

監査等委員 大 村 由紀子 ㊟

(注) 監査等委員能見公一及び大村由紀子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされた結果、異論はございませんでした。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	すさき よしろう 洲 崎 良 朗 (1958年1月18日生) [再任] 所有する 当社株式の数 2,910,000株	1980年 9 月 モルガン銀行東京支店入社 1988年 9 月 当社取締役 1994年 5 月 当社代表取締役社長 2000年10月 アイピーエム西本株式会社（現Wismettacフーズ株式会社） 代表取締役会長 2012年 3 月 西本貿易株式会社（現Wismettacフーズ株式会社） 代表取締役会長（現任） 2017年 3 月 当社代表取締役会長ＣＥＯ 2019年 1 月 Wismettac Asian Foods, Inc. Director（現任） Wismettac Asian Foods, Inc.(Canada) Director（現任） 2020年 3 月 当社代表取締役会長兼社長ＣＥＯ（現任） [重要な兼職の状況] Wismettacフーズ株式会社 代表取締役会長 Wismettac Asian Foods, Inc. Director Wismettac Asian Foods, Inc.(Canada) Director
	(監査等委員でない取締役候補者とした理由) 洲崎良朗氏は、1988年に当社取締役に就任、1994年より2017年まで代表取締役社長、その後は代表取締役会長ＣＥＯ、昨年3月からは代表取締役会長兼社長ＣＥＯとして、当社グループの経営及び事業の拡大を牽引し、経営全般において、その役割・責務を適切に果たしております。これまでの長年にわたる当社グループ経営の経験と知見を活かし、今後も当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されます。以上のことから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。	

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	つじかわ ひろし 辻 川 弘 (1960年2月20日生) [再任] 所有する 当社株式の数 一株	1984年 4 月 モルガン銀行東京支店入社 1990年 1 月 コンチネンタル銀行東京支店入社 1993年10月 西本貿易株式会社（現Wismettacフーズ株式会社）入社 2000年10月 アイピーエム西本株式会社（現Wismettacフーズ株式会社）転属 2002年 4 月 同社取締役 2006年 3 月 同社常務取締役 2009年 3 月 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 董事兼総経理 2017年 3 月 Wismettacフーズ株式会社 代表取締役社長（現任） 2017年 4 月 当社執行役員 2017年 8 月 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 董事長兼総経理（現任） 2019年 3 月 当社取締役（現任） 慧知旺食品商貿（上海）有限公司 董事（現任） 2020年 3 月 NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director（現任） 慧思味達日本食品有限公司 Director（現任） NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director（現任） NTC Wismettac Europe B.V. Director（現任） Wismettac Harro Foods Limited Director（現任） 2020年 5 月 SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH Director（現任） 2020年 7 月 COMPTOIRS DES 3 CAPS Director（現任） [重要な兼職の状況] Wismettacフーズ株式会社 代表取締役社長 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 董事長 兼 総経理 慧知旺食品商貿（上海）有限公司 董事 NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director 慧思味達日本食品有限公司 Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director Wismettac Harro Foods Limited Director SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH Director COMPTOIRS DES 3 CAPS Director
	（監査等委員でない取締役候補者とした理由） 辻川弘氏は、1993年10月の当社グループ入社以来、主に営業部門に携わり、当社グループの事業に関して豊富な経験と実績を有しております。また、2017年3月からは、当社の主要子会社であるWismettacフーズ株式会社の代表取締役社長に就任し、当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。同氏の経験と実績から、当社の監査等委員でない取締役として適任であると判断し、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	ささ ゆうじ 佐 々 祐 史 (1962年10月11日生) [再任] 所有する 当社株式の数 1,800株	1985年 4 月 株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行） 入行 2011年11月 西本貿易株式会社（現Wismettacフーズ株式会社） 取締役 2015年 4 月 西本連合食品商貿（上海）有限公司（現慧知旺食品商貿（上海）有限公司） 董事 2016年 3 月 当社グループ管理副本部長 2016年 4 月 当社執行役員 2017年 5 月 Wismettac Asian Foods, Inc. Director & Officer, Vice President 2018年 2 月 Wismettac Asian Foods, Inc. Officer, Vice President 2019年 3 月 当社取締役（常勤監査等委員） Wismettacフーズ株式会社監査役 2020年 3 月 当社取締役（現任） Wismettac Asian Foods, Inc. Director（現任） NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director（現任） 慧思味達日本食品有限公司 Director（現任） NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director（現任） NTC Wismettac Europe B.V. Director（現任） Wismettac Harro Foods Limited Director（現任） 2020年 5 月 SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH Director（現任） 2020年 7 月 COMPTOIRS DES 3 CAPS Director（現任） [重要な兼職の状況] Wismettac Asian Foods, Inc. Director NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director 慧思味達日本食品有限公司 Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd. Director NTC Wismettac Europe B.V. Director Wismettac Harro Foods Limited Director SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH Director COMPTOIRS DES 3 CAPS Director
	（監査等委員でない取締役候補者とした理由） 佐々祐史氏は、2011年11月の当社グループ入社以来、当社及びグループ会社において、執行役員並びに取締役として管理部門を中心とした職務に携わった後、2019年3月より監査等委員である取締役として業務執行に対する監査及び監督の職務を担いました。昨年3月からは監査等委員でない取締役として、当社グループ全体における管理部門全般を統括しております。同氏の経験と実績から、グループ全体における管理部門全般における重要な職務を遂行していくことが期待されます。以上のことから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。	

招集ご通知
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告
株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	ぎょうとく せるそ 行 徳 セ ル ソ (1959年1月3日生)	1983年12月 ブラデスコ銀行入社 1985年 1 月 アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア) シニアマネージャー 1996年 3 月 東芝アメリカ電子部品社 情報システムディレクター 1997年12月 i2テクノロジー・ジャパン株式会社 (現ジェイ・ディー・エイ・ソフトウェア・ジャパン株式会社) ソリューションサービス・ヴァイスプレジデント 2004年 5 月 日産自動車株式会社ＣＩＯ (チーフインフォメーションオフィサー) 2006年 4 月 同社執行役員ＣＩＯ 2014年 4 月 同社常務執行役員ＣＩＯ 2017年 6 月 同社監査役 2019年 3 月 当社執行役員グローバルＣＤＯ (チーフデジタルオフィサー) Wismettac Asian Foods, Inc. Officer コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年 3 月 当社取締役グローバルＣＤＯ (現任) Wismettac Asian Foods, Inc. Director & Officer (現任) 2020年 7 月 COMPTOIRS DES 3 CAPS Director (現任)
	[再任] 所有する 当社株式の数 一株	[重要な兼職の状況] Wismettac Asian Foods, Inc. Director & Officer COMPTOIRS DES 3 CAPS Director コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
	(監査等委員でない取締役候補者とした理由) 行徳セルソ氏は、情報システムの分野で長年にわたる豊富な経験を有するとともに、グローバルな経営経験も有しております。2019年3月に当社に入社して以来、グローバルＣＤＯとして、当社事業のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）化を推進しております。同氏の経験と実績から、当社事業の変革における重要な職務を遂行していくことが期待されます。以上のことから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 洲崎良朗氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等に該当いたします。同氏は、同氏の子会社等である多津巴産業株式会社において代表取締役の地位にあります。
3. 当社は、再任となる各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を現在締結しており、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補（主契約における填補限度額：被保険者で共通して20億円）することとしております。各候補者が監査等委員でない取締役に就任した場合、引き続き各候補者を当該保険の被保険者とする予定であり、またその任期中に当該保険契約の満期が到来いたしますが、引き続き各候補者を被保険者とする同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

ご参考：当社の新たな役員報酬制度の概要

当社は2021年2月12日の取締役会にて、2021年以降の当社及び当社の子会社(海外を含む)の取締役をはじめとする当社グループの経営幹部の報酬制度を見直すことを決議いたしました。

新たな役員報酬制度の概要は下記のとおりです。

1. 基本方針

■ 報酬の考え方

当社及び当社の子会社(海外を含む)の取締役をはじめとする当社グループの経営幹部の業績向上に対する意識や士気を十分に高めるとともに、社内外のステークホルダーに対して合理的に説明可能なものとする。

国籍を含めて多様な当社グループの経営幹部が一体感を持ち、グループ全体としての持続的な企業価値向上に資するものとする。

■ 報酬水準

当社グループの経営幹部の職責及び職務経歴、業績等に応じ、グローバルベースでの競争力の観点に鑑みたと上で、各国の市場水準と比較しても遜色のない報酬水準とする。

■ 報酬構成概要

報酬は、基本報酬、積立型退任時報酬、短期インセンティブ賞与、長期インセンティブ(株式報酬)で構成する。

■ 報酬ガバナンス

報酬水準・構成の妥当性を担保する観点から、社外役員が過半数を占める報酬諮問委員会を設置し、監査等委員でない取締役に関して、その役員報酬の在り方及び個別役員報酬について継続的に審議・モニタリングしていくこととする。

2. 報酬構成

年次業績向上及び年度毎の企業価値向上に対する貢献活動へのインセンティブとして短期インセンティブ賞与を、企業価値向上へのインセンティブ及び株主とのアラインメントを図るものとして長期インセンティブを導入する。短期・長期の双方のインセンティブがあることで、健全なインセンティブとして機能させることを狙う。

また、海外子会社の役員は各拠点で運用されている従業員と同様の退職金制度の対象であることを踏まえ、日本の役員についても従業員と同等の積み上げ率(基本報酬の10%)の積立型退任時報酬を導入する。これに伴い、従来の役員退職慰労金制度は廃止する。

- ① 基本報酬：職責に応じた額を毎月支給。第3号議案における報酬等の総額（監査等委員でない取締役：400百万円、監査等委員である取締役：80百万円）以内。

- ② 積立型退任時報酬：職務執行の対価として基本報酬の10%に相当する金額を積み立て、役員の退任時にその累積額を算出し支給。なお、役員が当社グループに重大な損害を与えた場合、委任契約等に反する重大な違反があった場合等には、取締役会決議または監査等委員である取締役の協議により、減額あるいは不支給とすることができる。第3号議案における報酬等の総額（監査等委員でない取締役：400百万円、監査等委員である取締役：80百万円）以内。
- ③ 短期インセンティブ賞与：市場競争力のある報酬水準を維持する観点からターゲット型インセンティブの賞与を業績に基づき監査等委員でない取締役にに対し支給。標準賞与額をそれぞれの職責に応じて基本報酬の20%～50%程度で設定し、実賞与額はそれぞれの年度業績に応じ標準賞与額の最低0%、最大200%の範囲で決定する。業績は全社、部門(担当)、個人についてそれぞれ20%～100%、0%～60%、0%～20%の範囲の割合で職責ごとに設定し、その業績結果及び賞与額については報酬諮問委員会で審議する。なお当該業績結果は、対象年度の単年度業績だけでなく、中長期の観点における企業価値向上への貢献活動のうち当該年度の活動分についても対象とする。第3号議案における報酬等の総額（監査等委員でない取締役：400百万円）以内。
- ④ 長期インセンティブ(株式報酬)：企業価値と連動し、いかなる株価・業績状況においても株主との利益共有が図れる、業績条件なしの事後交付型株式報酬とする。中長期の企業価値向上に資するための長期インセンティブという観点から、付与から3年後以降に権利確定する設計とする。第4号議案における報酬等の総額（監査等委員でない取締役：300百万円、監査等委員である取締役：20百万円）以内。

以上のような役員報酬制度を設けるにあたり、次ページ以降の第2号議案「取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」、第3号議案「取締役に対する報酬等の額改定の件」、第4号議案「取締役に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件」を提出する次第であります。

第2号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は役員報酬制度の見直しの一環として、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役に対する役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第1号議案をご承認いただくことを条件として再任される監査等委員でない取締役のうち洲崎良朗氏、辻川弘氏、佐々祐史氏の3名に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、総額200百万円以内におきまして役員退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、支給の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

対象となる監査等委員でない取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
すさき よしろう 洲 崎 良 朗	1988年9月 当社取締役 1994年5月 当社代表取締役社長 2017年3月 当社代表取締役会長CEO 2020年3月 当社代表取締役会長兼社長CEO（現任）
つじかわ ひろし 辻 川 弘	2019年3月 当社取締役（現任）
ささ ゆうじ 佐 々 祐 史	2020年3月 当社取締役（現任）

また、任期中の監査等委員である取締役の木村敦彦氏に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、総額5百万円以内におきまして役員退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、支給の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

木村敦彦氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
きむら あつひこ 木 村 敦 彦	2020年3月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

第3号議案 取締役に対する報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として、当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」といいます。）の総額は、2017年3月30日開催の当社第70回定時株主総会において、監査等委員でない取締役は年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない）、監査等委員である取締役は年額50百万円以内とご承認いただき、今日に至っております。

今般、当社の監査等委員でない取締役については、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めていくことを目的として、また、監査等委員である取締役については報酬諮問委員会の設置によるガバナンス体制の強化を行うなどの責務の増大及び業務の広がり等を踏まえ、役員報酬制度の見直しを行うことといたしました。

※ 新たな役員報酬制度の概要については、42ページから43ページをご参照ください。

制度改定にあたり、監査等委員でない取締役の報酬等の総額は、基本報酬、短期インセンティブ賞与及び積立型退任時報酬を対象として、年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない）に、監査等委員である取締役の報酬等の総額は、基本報酬及び積立型退任時報酬を対象として、年額80百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の個別の報酬額については、監査等委員でない取締役は引き続き取締役会に、監査等委員である取締役は引き続き監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。監査等委員でない取締役に関しては、取締役会の決議にあたり、新設する報酬諮問委員会における審議プロセスを実施した上で決定するものいたします。

第1号議案が原案どおり承認されますと監査等委員でない取締役は4名となります。また、現在の監査等委員である取締役は3名であります。なお、社外の監査等委員である取締役2名については引き続き固定の基本報酬のみを支給いたします。

このほか、本議案の報酬等の総額とは別に、中長期株価連動型株式報酬として事後交付型株式報酬制度を導入いたしたく、続く第4号議案にて付議いたします。

第4号議案 取締役に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件

取締役の報酬制度の見直しに伴い、第3号議案にかかる新たな取締役の報酬枠とは別に、監査等委員でない取締役については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに取締役と株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、監査等委員である取締役（社外取締役を除く）については、企業価値向上に資するアドバイスの提供に対する対価として、新たに当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）及び金銭を一定の期間後に割当て及び支給する事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を下記のとおり導入したいと存じます。また、本制度に基づき取締役に対して支給する当社株式の割当てのための金銭報酬債権及び金銭の総額は、監査等委員でない取締役については年額300百万円以内として、監査等委員である取締役（社外取締役を除く）については年額20百万円以内として設定したいと存じます。

なお、第1号議案が原案どおり承認されますと、本議案の対象となる監査等委員でない取締役は4名となります。また、本議案の対象となる監査等委員である取締役は木村敦彦氏1名となります。

記

本制度の概要及び当社株式数の上限

1. 当社株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、監査等委員でない取締役については当社取締役会が、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、事前に定めた一定の期間に応じたユニットを付与し、3年以上の一定の期間（以下、「勤務期間」といいます。）の満了後、監査等委員でない取締役については取締役会決議、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に基づき、それぞれ上記の総額の範囲内で金銭報酬債権及び金銭を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社が事前に付与したユニットの数に基づき算出される数の当社株式の割当てを受ける。なお、当社株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該当社株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることを条件として支給する。

2.本制度に基づき各対象取締役に割り当てる当社株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下の計算式に基づき、各対象取締役に割り当てる当社株式の数及び支給する金銭の額を算定する。

(1)各対象取締役に付与するユニットの数

基準金額(※1)÷付与時株価(※2)

計算の結果生じる100ユニット未満のユニット数は、100ユニット単位に切上げる。

ユニット数に応じて割り当てられる当社株式の数は、1ユニット当たり当社株式1株とする。

(2)各対象取締役に割り当てる当社株式の数

(上記(1)で算定された付与ユニットの数)×50%

計算の結果生じる100株未満の当社株式数は、100株単位に切上げる。

(3)各対象取締役に支給する金銭の額

{(上記(1)で算定された付与ユニットの数)－上記(2)で算定された当社株式の数}×交付時株価(※3)

計算の結果生じる1円未満の端数は、1円単位に切上げる。

(※1) 基準金額は、各対象取締役の職責の大きさに応じて、監査等委員でない取締役については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、対象取締役ごとに決定される。

(※2) 付与時株価は、付与年における定時株主総会開催日の前日を起算日とする前1か月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均額とする。

(※3) 交付時株価は、本制度に基づき支給する株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近営業日の終値）とする。

3.当社株式の総数

本制度に基づき、対象取締役に対して割り当てる当社株式の総数は、監査等委員でない取締役については年66,000株を、監査等委員である取締役については年4,000株を上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる当社株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社株式の総数を合理的に調整することができる。

4.本制度の内容

(1)本制度の内容

本制度では、対象取締役が勤務期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことその他監査等委員でない取締役については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、当社が事前に付与したユニットの数に基づき算出される数の当社株式の割当て及び金銭の支給を行うこととする。

ただし、上記の数の当社株式の割当てのために対象取締役に対して支給する金銭報酬債権及び金銭の額が上記の総額を超えるおそれがある場合には、当該総額を超えない範囲で、割り当てる当社株式の数及び支給する金銭の額を按分比例等の合理的な方法によって減少させることとする。

また、対象取締役が、監査等委員でない取締役については取締役会が、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、正当と認める理由により、勤務期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、割り当てる当社株式の数や支給する金銭の額及びそれぞれを支給する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(2)組織再編等における取扱い

当社は、勤務期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、監査等委員でない取締役については取締役会決議、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、勤務期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社株式及び合理的に定める金銭につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、対象取締役に割当て及び支給する。

(3)その他

当社は、対象取締役が勤務期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任若しくは退職した場合（監査等委員でない取締役については取締役会が、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、正当と認める場合を除く。）又は当社取締役会で事前に定めた一定の非違行為等があった場合には、当社株式の割当て及び金銭の支給は行わず、当社株式の割当てのための金銭報酬債権も支給しないものとする。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記と同様の制度に基づく当社株式及び金銭を、当社の執行役員、当社が定める使用人及び当社子会社の取締役、執行役員、当社が定める使用人に対し、割当て及び支給する予定です。

以 上

地上ルートでお越しの場合

会場入口は2カ所となります。他の日本橋室町三井タワー入口からはご入場いただけませんのでご注意ください。下記の図をご参照いただきお越しください。



地下ルートでお越しの場合

三越前駅と新日本橋駅は地下通路でつながっており、日本橋室町三井タワー地下出入口に直結しています。天候の悪い日でも雨にぬれずにお越しいただけます。下記の図をご参照いただきお越しください。

「三越前」駅 地下通路からの アクセス

半蔵門線三越前駅



- 1** 日本橋方面改札を出て
右に進みます。



- 2** J R線、銀座線方面へ
しばらく直進します。



- 3** 室町三丁目方面改札を
出て J R線方面へ。



- 4** J R新日本橋駅の看板
を左に曲がります。



- 5** 正面のビルが日本橋室
町三井タワーです。



「新日本橋」駅 地下通路からの アクセス



- 1** 改札を出て左に進みます。



- 2** 開けた三叉路を左に曲
がります。



- 3** 三越前駅方面へ進みます。



- 4** 三越前駅の手前で右に
曲がります。



- 5** 正面のビルが日本橋室
町三井タワーです。

株主総会会場 ご案内図

開催日時

2021年3月30日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
日本橋室町三井タワー3階
室町三井ホール&
カンファレンス ホール
TEL：03-6870-2012



となりに日本橋三井タワーがございます。
お間違えのないようご注意ください。

交通のご案内

東京メトロ銀座線・半蔵門線
「三越前」駅より地下直結

JR横須賀線・総武快速線
「新日本橋」駅より地下直結



前ページに地上および地下からの詳細なルートのご案内がございます。ぜひご覧ください。

西本Wismettacホールディングス株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

